

(様式第1号)

平成24年度 第5回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成25年1月31日(木) 10:30~12:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室
出席者	出席 会長 柳屋孝安 副会長 中里英樹 委員 宮地光子, 宮本由紀子, 村上由起, 岩尾實, 山川尚佳, 吉川博美 欠席委員 高田昌代, 中山克彦 (敬称略)
事務局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 小杉主査, 担当 松原, 松本
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議題

市民意見の募集結果について

(3) その他

2 提出資料

(1) 市民意見の募集結果

(2) 第3次行動計画(案)

3 審議経過

=開会=

事務局/岡田: みなさん, おはようございます。本日は, お忙しい中, お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から, 平成24年度第5回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

はじめに, この会議ですが, 芦屋市情報公開条例第19条に基づき, 原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は, 非公開についてお諮りさせていただきます。現在のところ, 傍聴のご希望はございません。

会議録の公表につきましては, 発言者のお名前も公表いたしますのでよろしく願いいたします。

また, この審議会のほかに, 市組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし, 施策の推進を図っていくものです。

本日は高田委員と中山委員が欠席となっております。

それでは, 会議開催にあたりまして柳屋会長一言お願いします。

柳屋会長：皆さんおはようございます。本日もお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。昨年末、あるいは今年に入ってから男女共同参画に関する様々なマスコミの発表を見ておりますと、例えば働いている女性の割合が10%上がると、GDPが4～5%上がるとか、また、女性が男性並みの割合で働くようになるとGDPが最大16%位上がるのではないかとと言われております。今後はそのようなことが政府でも推進されていくと考えられます。逆に独身女性が就職と結婚どちらを選ぶかというアンケートに対して、ここしばらくは就職を選ぶという割合が多かったのですが、12月に発表されたデータによりますと、結婚を選ぶ女性が多いという発表になっております。ただ、これは性別役割分担の意識が復活したというのでは決してなくて、労働環境が非常に悪いということに対する女性の意識を反映させたものではないかと理解できるところで、そういう意味でも男女共同参画の意味の重要性というものが痛感されると思います。芦屋市におきましても今回第3次行動計画の策定がいよいよ最終段階に入っているところです。今年度この審議会が最後になりますので、皆様の知恵を拝借したいと考えております。よろしく願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

事務局／岡田：ありがとうございます。それでは引き続きまして会長に進行をお願いいたします。

柳屋会長：それでは今回、大きな議題として、パブリックコメント、この計画の中間案に対して市民の意見を聞くということ事務局でいただきました。その結果についてご報告をいただくとともに、この行動計画を議会にもご意見をいただいたということでございますので、そちらもどのような意見が出たかもあわせてご報告をお願いいたします。

事務局／岡田：それでは今日お手元にお配りさせている資料をご覧ください、説明させていただきます。

市民意見の募集につきましては、12月17日から1か月間行ないました。応募結果は、おひとりの方から4件のご意見がございました。その4件について、1つ目は、全体に対する考え方ということで、「男女共同参画の行動計画というタイトル自体の意味がわかりにくい。社会における女性への差別を是正し、男女平等の実現を目指すという本来の趣旨が伝わるようなタイトルを考えて欲しい」というご意見をいただきました。それに対する市の考え方ですが、男女共同参画という言葉が認知されていないからこのようなご意見が出るのではと考えました。男女共同参画社会基本法の中に男女共同参画というものの定義もされています。また、芦屋市では男女共同参画推進条例を制定し、すすめてきたという経過があります。男女共同参画社会基本法の中には「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。」と前文にうたわれています。なおかつ定義として、男女共同参画社会の形成は「男女が、対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」このように定義されておりますので、この男女共同参画の言葉の中

に男女平等という考え方が入っているということを、市としてはもっと周知・認知をされるようにすすめたいと思います。こういったところや他にも男女共同参画の言葉を使いながら認知を図っていきたいと考えておりますので、タイトル自体を変えるということは考えておりません。

2つ目のご意見ですが、39ページ基本目標3、基本課題1のご意見で要旨としては、「具体的な施策として啓発・法制度等の情報の提供とここに挙げておりますが、市内の事業所であるとか市役所で働く女性の労働者の多くが非正規雇用で低賃金、不安定な状況にあるのではないかと、そういった実態を調査・把握し、男女の格差是正に向けて実行ある施策の実施を努めるよう求めます。」というご意見でございました。「市内の事業所や市役所で働く女性の多くが非正規雇用」というところですが、少なくとも市役所で働く女性労働者の多くが非正規雇用というのは事実としてはそうかなと私も思っております。全体として、以前に比べ、非正規雇用の割合が増えてきているという問題はあると思いますが、雇用するときに男女の格差があるような採用はしていないと考えています。ただ、非正規で働いている方たちの多くは女性であるという現状は確かにあるかと思いますが、市役所で働く女性労働者の多くが非正規雇用というのは必ずしもそうかなというのが1点あります。男女の格差の是正に向けて実効ある施策を実施して欲しい、という点について、市としては、性別における差別の解消というのは法整備の中で、男女共同参画社会基本法でもすすめているのですが、その遵守がされていないであるとか、あるいは不当な扱いを受けているというご相談があったときには市としては、指導権限をもつ労働基準監督署や、相談機関の情報提供を適切に行なって、そういったところに相談していただくのが1番だと思いますので、情報提供を行なっています。そして法制度の遵守について、不当なことが起こらないように啓発していくのが市の立場ですので、ハローワークなどの機関と連携して不当なことがそもそも起きないように啓発をすすめていくのが市の担うべき役割です。難しいのは不当な取扱いが起こったときに事業所に対して市が指導力を出せるのかどうか、そこは法的に少し難しいところだということです。市ができることというのは適切な情報提供しながら相談機関につないだり、あるいはそれを防止するような啓発をすすめていくと、そういう意味で39ページ「就労の場における男女共同参画に関する啓発」は、情報提供や啓発などをすすめていくということで、これについての回答としては、市は情報提供や啓発に努めていくと考えております。

3つ目のご意見、41ページ基本課題3「子育てや介護を支える環境の整備について」で、ご意見の要旨は、認可保育所が足りないために働きたくても働けない深刻な状態が続いている、待機児童の解決や安心して預けられる保育所という親の願いに応えて、子ども・子育て新システムを実施せず、公的保育制度を守り、認可保育所を増やす内容の施策に取り組むよう求めますというご意見でした。41ページのNo.21、22の「就学前の子どもへの支援」や「多様な保育サービスの充実」というところでご意見をいただいたものと思います。それに対する市の考え方ですが、おっしゃられているように待機児童の解消については市全体で重要な課題と位置付けて取り組んでいます。なかなか解消しないというジレンマがあります。その状況の中で、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいて、次年度から事業計画

をたてて、より具体的な施策として待機児童の解消策に取り組んでいきたいと考えています。この方は「公的保育制度を守り」ということで、公立の保育所等を中心とした施策で待機児童の解消に向けて取り組んで欲しいということかと思えます。市としては公立保育所だけではなく、認定こども園であったり幼稚園の預かり保育であったり、あらゆる方策を使って、全体として待機児童の解消に向けて取り組んでいきたいと考えています。公的保育制度だけでは、待機児童の解消というのは難しいだろうということがありますので、あらゆる手立てを打ちながら解消していきたい、取り組んでいきたいというのが市の考えです。内容としては「子ども・子育て関連3法」の実像がなかなか見えなかったところがありましたが、少しずつ見えてきた中で「子ども・子育て支援事業計画の策定」ということで、来年度以降実施していくという大枠が定まりました。この行動計画が決定するときには、「子ども・子育て支援事業計画の策定」ということになるかと思えます。

最後のご意見ですが、基本目標4「個人が尊重され豊かな人生が送れる環境の整備」の44ページ、基本課題2「暴力を根絶するための環境の整備」の全体に対するご意見です。「女性に対する暴力、それから児童虐待防止等の取組は、難しい課題であり、行政としても苦勞の多い部分と思うが、当事者にとっては生命にかかわる場合もあるので、これからも地道な努力を願います。」というご意見でした。これからも絶えることなく地道な努力を続けて欲しいというご意見だと思いますので、市としても今後も継続的に取り組んでまいります、ということで回答とさせていただきます。

それからパブリックコメントを募集する前の12月初めに、市議会の民生文教常任委員会でこのような市民意見を募集しますというご説明をさせていただいております。そのときにいただいたご意見をご報告させていただきます。議会委員からいただいたご意見で、1つは職員の意識調査を今回しているのですが、そのときに「嘱託職員や臨時職員が入っていない、なぜですか。」とご質問をいただきました。これは4年前に同じ調査をしたとき、調査対象が正規職員のみだったので、定点観測的な意味合いがあり、今回も正規職員のみということでさせていただいたとご説明させていただきました。それに対し、「臨時職員は臨時的な意味で、その時点その時点で臨時的にいらっしゃるの、仕事が終わると任用が終了することがある、嘱託職員は基本的に1年間任期があるので、調査対象に入れるべきではないか、また調査することがあれば嘱託職員も調査対象に入れて欲しい。」とご意見をいただきましたので、次回は調査対象として検討するというので、お答えさせていただきました。

もう1つご質問があったのですが、「回収率で市民の回収率は女性の方が高いのに、職員の回収率は男性の方が高く、女性職員の回収率が低いのはなぜか」というご質問がありました。なぜかということは分析しにくいところですが、1つ思い当たるものとしては、男性が多い消防部局の回収率が非常に高く、ほぼ全員から回答をいただきましたので、結果的に男性職員の回収率が上がったのではないかと思います。この審議会からも、職員なら本来は100%に近い回収率であるべきではないか、というご意見があったのですが、それは職員の意識を高めるということで次回の調査の時にもっと回収率が上がるように工夫していかないといけないと思っています。

そしてもう1つのご意見ですが、待機児童の解消に向けた取組というのは議会の中

でもご意見いただいております。本会議でも待機児童の解消については常にご質問が出て、もっと取組を進めて欲しいというご意見もいただいておりますので、さきほど申し上げたように市全体として公立保育所もですが、民間保育所も含めて、あるいは認定こども園や幼稚園の預かり保育など、あらゆる制度や方策を総動員しながら待機児童解消の取組をすすめていきたいとお答えしています。

そしてもう1つご質問で、47ページNo.59「防災分野における男女共同参画の推進」の「災害時の要援護者支援の取組」で、これは具体的にどのような取組かというご質問が出ました。「災害時の要援護者支援の取組」というのは市がずっとすすめてきている要支援者名簿の作成についてのことで、具体的にはこの作成した名簿をどのように地域の中で活用していくかということについての取組をすすめていきたいとご説明させていただきました。そして地域防災計画の中で、避難所の運営時などには、災害時の女性や子ども、妊婦などの支援が必要になってくるという視点を大切にしていきたいとご説明させていただきました。

パブリックコメントと議会の中ではご質問は出なかったのですが、この審議会でご意見いただいている46ページNo.51「病児・病後児保育の実施」で、病後児保育は現在実施しているのですが、病児保育の実施が実施したいとは思いつつもなかなか実施ができていないというのが現状であるということで、ご説明させていただきました。現在「実施の検討」という書き方をさせていただいておりますが、おそらくこの計画ができあがる頃には、「実施」というところまでできております。

事務局からの報告と説明は以上です。

柳屋会長：ありがとうございます。今お聞きいただきましたように、パブリックコメントについてはお1人のかたから4件ご意見が出ているということで、市の考え方としてはお手元の資料にあるような回答になる、ということですが、この件についてご意見があればお聞かせいただければと思います。

吉川委員：待機児童のことですが、今現在何人なのか把握しているのであれば、教えていただきたいと思います。

事務局／岡田：現在の待機児童の人数はその月によって変動があります。

吉川委員：4月入園時の数でお願いします。

事務局／岡田：4月というわけではありませんが、近々で増減はありますが、だいたい300人前後くらいいらっしゃる時もあったのではないかと思います。

吉川委員：公的な保育所ではないのですが、街を歩いていたら新しくできている保育所がたくさんあって、これだけできているのであれば、どんどん解消されているのかなと思っていました。

事務局／岡田：待機児童については、市に申込みをされて、もちろん公立の保育所も選んでいただく対象になるのですが、民間の認可保育所というのも選んでいただく対象になります。その中で保育を希望する保護者が、ここの保育所を希望します、と優先順位をつけながらなるべく希望に沿うような形でお子さんに入所していただいて、それでもあふれてしまうというのが現状です。認可保育所も市内で新たに設置されてはいるのですが、希望者も増えています。少しは待機児童の数が減るのですが、なかなか解消とまではいかないという状況です。保育所だけではなく幼稚園の延長保育をご希望

される方があれば、そちらをご利用いただくということも含めて、待機児童の解消に向けて市全体で取り組んでいきたいと考えています。

岩尾委員：民主党政権時代に幼稚園と保育園の垣根を外して、縦割りの所管官庁を取り払い、幼稚園は定員に満たず、保育園の希望者が多いので、どちらでもという話を聞いておりましたが、その後どのような推移にあるのでしょうか。

事務局／岡田：そこが「子ども・子育て関連3法」というところで、昨年修正法案が出て、8月に制定されました。実像が地方公共団体になかなか下りてこなかったということがありましたが、41ページNo.21で「幼児期の教育・保育・子育て支援に関する仕組みづくり」が岩尾委員がおっしゃられたところでした。少し前は幼保一元化とか、総合こども園とか言われていましたが、現在は「子ども・子育て関連3法」となっています。これも中身がまだ見えにくいところがあると思うのですが、幼保の垣根を払って方策を考える「子ども・子育て支援事業計画」の中で整備して、使える資源は使っていけるようになっていくというところでした。

岩尾委員：法制上の仕組みはもうできているのですか。

事務局／岡田：法律はできています。それを事業計画の中に落とし込む中で、教育と保育の現場でどのように資源を有効に使っていくのかというところを整備していきたいということでした。

山川委員：先ほど市職員の回収率が少ないというお話だったのですが、男女共同参画に対する関心が低いのが原因の1つであるのかなと思います。育児休暇も取れていますし、民間の企業よりは恵まれていることに安心をして、それで終わりということになっているのではないかと思います。他の事業所のモデルとなるような職場にしていくことが必要だと思いますので、職員に対する意識付けの研修等が必要かなと思います。

事務局／岡田：おっしゃるとおりだと思います。職員に対する研修は日々取り組んでいかないといけないところだと思います。芦屋市は事業所が少なく、大きな企業があまりないところなので、芦屋市役所が市内で最大規模の事業所だとも言えますので、モデルとなるべき部分はあるし、職員はそういう意識はもって取り組んでいくべきだと思います。

宮地委員：基本目標3、基本課題1のところで、市役所で働く女性労働者の多くが非正規雇用というお話のところで、確かに市役所の職員としてみたときには、おっしゃるとおりかもしれませんが、例えば私が知っている行政の機能というのは民間委託され、そういった事業団体が担っていたり、あるいは市役所の中でも例えば相談員というのは別の雇用形態ということが非常に多いです。特に暴力に対する相談の現場で第一線で働く方というのは、どこかの財団や団体の方でかつ非正規ということが非常に多いです。そっちの方が市民には見えてしまい、結局そういう暴力に対する支援に携わってもらわないといけない、ノウハウを蓄積していかないといけないのに、コロコロ変わってしまう、市民に見えやすいところは意外と非正規の人だった、そしてすぐ変わっていくなどの実態があります。専門性を担う箇所の高非正規率ではないかと思っています。私はさきほどおっしゃられたようなコメントで済まされるのではなく、市に雇用されている女性だけではなく、行政機能を担っている委託された民間の事業団体も含めて非正規率というのを考えていかないと、指定管理者を選定するときに、コス

トダウンをすればするほど採用されやすいですよ。すごく矛盾していると思います。以前は指定管理の中の採用基準で職員の継続雇用の基準も入れられていたのに、それすらも外されているという実態があります。行政の機能が市だけではなく、民間の力も活用してやっていくとおっしゃるのであれば、民間も含めて非正規雇用の実態を出していかないと、市の一握りの中枢部分は男女差別ありませんよと言って、実際市民の第一線で働く女性たちというのは行政機能の一環を担っているのに、民間で非正規という二重苦になっています。そういった視点でアンケートもこれからとっていかれる必要があると思います。そこがさきほどの議員の方の意見にも結びつくと思います。民間活力を活用しましょうという声かけはいいと思いますが、そこで働いている人たちはどんな人たちかという視点が欠落していたら、どんどん粗悪なサービスと貧困な女性が再生産されると思いますので、そこはすごく矛盾を感じます。配偶者暴力相談支援センターでも非常に経験を積んだ人たちが蓄積されていかず、どんどん人が変わって行って、質が低下していくと思います。

事務局／岡田：実は議会でも、今おっしゃられた指定管理者制度のあり方についてご意見もいただいています。指定管理者制度をどのように評価していくのかという課題もあります。一方で、公務員の人件費削減という中で本市定員を削減してきました。つまり正規職員が減ってきて、その中でも行政機能は維持しないといけない。その中で市は、暮らしのセーフティーネットであったり、行政の根幹部分など切り離せない部分を絞って、まずはそこを優先的に行なっていく。バランスを見ながら、可能なものは指定管理にしたり、指定管理ではなくても業務委託という形で行なったりしています。委員がおっしゃる現状はあります。以前は正規職員で行なっていた業務が、ある部分は委託になったり、ある部分は指定管理になったりなどしています。逆に言うともっと行政が担わないといけないところまで削減せざるを得ないということが起きていないのか、本当にどうなのだろうかと思っている職員もいます。議会でも両方のご意見が出ます。もっと削減しないといけないというご意見もありますし、これ以上削減すると安心や安全が守れるのかというご意見もあります。先ほど私が申し上げたのは、採用の段階では男女差別はない、だからといって現実の社会全体の中で男女の格差がないとは思っていません。それを解消する具体的な指導力を市が発揮しにくいというジレンマがあります。

中里副会長：関連することですが、宮地委員がおっしゃったところと同じところが気になっていて、パブコメへの回答をどういった形で出すのかにもよると思いますが、なんらかの形で反映させたり、意見を市民に伝えたりする場合は今おっしゃったような市役所の正規職員は対等だということよりも、指摘されたような定員への意識や配慮をもう少し強調して配慮した方がいいのではないかと思います。それは市でも正規職員の枠が減らされていって非正規雇用という形で大事な部分を割り当てざるを得ないというところで、本当はずっと必要なのに3年までしか雇用できない、市の内部としても問題に感じている部分はあるんじゃないかと思います。そういうところはなんとなく市民の意見で市役所を小さくして人件費削除という意見のように見えてしまうかもしれないけれども、実際こういった意見も市民から出てきていますので、問題として認識して対応していくという態度を示した方が、何でもかんでも公務員削減、人件

費削減などの流れよりは、問題提起としては重要で対応を示していく必要があると感じました。

それと関連して、市ができることという点で、計画に今から入れるのは難しいだろうとは思いますが、啓発というところだけではなくて、市の対応として色々な研究に書かれているのは、取引業者に例えば男女共同参画についての情報を登録してもらったときに提供してもらい、入札のときの条件にするとすると意見が分かれるところだと思いますけれども、啓発以外でもやれる可能性のあるところはあるので、法律の許す範囲でもう少し積極的な働きかけというのはいりうるのではないのでしょうか。

事務局／岡田：いわゆる市の登録業者に対して啓発を行なうということですか。

中里副会長：啓発というよりも少なくとも取引しようとする業者に、例えば女性の雇用状況とか管理職における女性の登用状況であるとかそういったものを届けてもらい、それを実際の入札の判断に反映させるかどうかは議論が必要ですが、そういった形で取引するために何かしら意識しないといけないという状況を作る、例えば登録申請をする項目に記載していただくなど、実際に行なっている市町村もあります。もしかしたら芦屋でもしているかもしれませんが。啓発以外のものがないと、回答してしまうのはまずいかなと思います。できることとしては、もう少し幅が広い方がいいと思います。

事務局／北川：そのお話ですが、プロポーザルという総合評価方式というのを市でも進めてきています。その審査項目の中に、まだ男女共同参画のところまでは入ってないですが、個人情報の管理体制などどこまでできているかなども評価の中に入れていきます。われわれのセクションでもそういった個人情報などをきっちり保護できているかなど条件付けしたりなどの動きは多方面であります。それが今後の男女共同参画のところまでどういう形でいくかどうかなど、庁内的にもそういったことも発信していく必要があるのではないかと思います。

中里副会長：もう1点、基本課題3の公的保育制度のことですが、市民意見で心配されているのは、要は公立に限らず民間や法人の認可保育所のような形で、ある程度厳しい基準をクリアした保育を維持して欲しいという意見だと思います。今回の新しい法制度でどこまで基準を緩めるかというところについて、今回新しく緩められた最低基準にあわせるのではなく、民間あるいは福祉法人など参入しようとする新しい保育施設を認可する上での基準について必ずしも国の最低基準にあわせる必要はない、ある程度水準を市として守っていこうという姿勢が欲しいという意見だと思うので、そのあたりをどうされるのか、民間も活用するということはそういうことかもしれません。基準をどうするのかということについて、市の独自性を発揮できると思うので、何かの形で回答するのであればそういう点の不安に答えるような回答の仕方がいいと思います。

事務局／岡田：現在私どもの把握している子ども・子育て関連3法のことですが、介護保険のようにイメージしていただけたらと思います。保育の必要性が量としてどれくらいの量が必要なのか、介護保険は認定審査会があり、介護の量を認定する、そういったイメージですすんでいくのかなと思っています。ただ、介護保険と全く同じというわけではなく、それを具体的に審査会のようなものから設置してすすめないといけません。先ほどおっしゃられたような受ける側の施設の基準でしょうか。

中里副会長：そうですね、この意見が認可保育所を増やすというお話で、最初の説明では公立保育園とその他という説明の仕方では説明されたと思いますが、その後の説明では公立に限らず認定こども園の話もされたので、この市民の意見は公立保育園を守るという意見ではなく、公的保育を守るという意見ですね。民間であっても今までのようなある程度厳しい基準というか安全を確保できる基準を保って欲しいという意見で、それに対してどうなのかという回答の仕方が必要だと思います。

事務局／岡田：市民意見について、私も制度の細かな部分まで把握しておりませんので、私の理解の範囲の中では認可保育所であれば市に民間も含め申込みをされ、サービスの認定がなされる、その受け皿になるようなところが認可保育所だけではなく、幼保をミックスした形になっていくのかなと思っています。施設の設置基準があまり下がるというようには思っていませんでした。

中里副会長：小規模保育所が参入できるとか、参入できる度合いが広まることだと思います。

事務局／岡田：参入の範囲を広くするというのでしょうか。

中里副会長：どこまでどういう基準を緩めるかというところで、私もどこまでが市の権限か把握しているわけではないのですが、市民のご意見の心配はそこにあると思うので、そこに対応する形での回答が必要かなと思います。

事務局／岡田：それをもし回答するのであれば、実際に所管するのはこども課や、教育委員会の関係する部分かもしれないので、それについては相談させていただきたいと思います。どんな形ですすんでいくのか、定まっていな部分でもありますので。

中里副会長：いろんな部署が関わってくるところだと思います。

柳屋会長：数値目標で保育所入所定員を挙げておられますね。最終的に100人くらい上乗せするとのことで、現状ではかなり厳しい基準だと、そういう理解でよろしいでしょうか。52ページです。

事務局／岡田：これは現状の認可保育所も含めた芦屋市での入所定員です。そこを増やすということになりますので、子ども・子育て関連3法がどこまで含めるのか、というところが見えてこないとお話しができません。今の段階でもし書くとしたら、先ほど中里副会長がおっしゃった小規模の保育所だったり今までだったら認可されない保育事業所が入っているのかどうなのかなど、市が明確に位置づけできなかった部分があります。

柳屋会長：今後そのあたりがはっきりしてくれば数字的にも変わる可能性もありますね。

事務局／岡田：今年度末に、その部分が見えてくるのであれば、保育所の入所定員を書くのではなくて、別の書き方で目標設定ができるのであれば、所管課と調整したいと思いますが、ここで言うのは難しいです。ここを検討事項としてお任せしていただくという形にしてもよろしいでしょうか。

柳屋会長：はい。その他何かご意見ありますでしょうか。

村上委員：パブリックコメントで、市民の立場から感じたのですが、少ないというのが実感です。パブリックコメントというのは少ないイメージだったのですが、本来ならもっと市民が関心をもってたくさん意見を出すべきだと市民の立場からそう感じます。今回4件あるのですが、1人の方からしかご意見いただけなかったので残念だと思います。市民の数から考えたら、10万分の1で残念です。パブリックコメントを募集し

たのはどのように募集されたのですか。広報あしやとか、市ホームページですか。

事務局／岡田：広報あしやや市ホームページ、それから市役所や公共施設での閲覧配架です。

パブリックコメントについては芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例の中で、市民参画の手続きの1つとしてパブコメという手法があるので、今回はそのパブコメを取り入れました。パブコメをするときは、例えば募集期間の10日前から公示して、その前に議会で話をして、その実施期間が1か月という規定があるので、その間広報あしやや、市ホームページで募集を呼びかけています。

村上委員：広報あしやが目につきやすいと思いますし、他のパブコメも見たことがあります。

逆に言うとウィザス・プランをすすめていって啓発していかないといけないことになるのですが、関心のある方しか今おっしゃった掲示の仕方だと目につかないと思うので、関心のある方が熟読していただいて考えていただくというのも1つの方法だとは思いますが、今まで関心のない方が芦屋市はこういうことをして市民に意見を聞いているというのが目に付いて、自分の生活の範囲内で考えたことや感じたことを見ていただいて意見をいうのも有効だと思います。専門家や関心のある方だけが考えて出した案もいいとは思いますが、自分の生活に基づいた意見というのもすごく大事だと思うので、そういった関心のなかった方、市役所に来る機会が少ない方や、新聞をとってない方が最近多いので、市役所に来ないで新聞もとっていない方は目につきにくいと思います。今回は終わってしまいましたが、次回以降にそういった方々にも関心をもってもらえるような案があれば、そういうのも使っていただくと、パブコメをしたという形だけになりがちだと思いますのでいいと思います。

宮本委員：私も1人だけというのはショックを受けています。何かしら情報を提供するというのは難しいですね。私自身は患者さんに説明したことをすべてパンフレットにするようにしています。それでもなかなか心には届きにくいです。がっかりしますが、それでも地道な活動が必要だと思います。本人がいいと思ったものに関しては興味をもつと思いますが、いかにアピールするか、そのアピールの方法というのは何がいいのでしょうか。ポスターでしょうか。

吉川委員：パブリックコメントを出したことがある立場として、この意見を読んで敷居が高いと思いました。今回のパブリックコメントのように、ワンフレーズでこれだけ言いたいことが言えないと思います。私もパブリックコメントを出してそれに答えていただいて、そのとおりに納得しましたし、実現していったのが自分でも意見として出すことはすごいことなんだと思ったので、またパブリックコメントを出したいときにはいろんなところに向けて出すことに意義があると思います。市民としての義務があると思っているのですが、ここまできちんと書いて出さないといけないということを思ったら、まずウィザス・プランを読まないといけないですね。私も友達にパブリックコメント募集だから意見があれば出そう、と結構言ったのですが、ふたを開けてみたらこれだったので。いざ出そうと思って、熟読して全てに対して自分の意見をまとめるとなると、ある意味では敷居が高いのかなと思います。だからワンフレーズパブリックコメントのようなものでもいいから、ちょっと言ってみたら、という気軽さであれば、出せるかもしれません。

村上委員：今、吉川委員の意見を聞いて思ったのですが、資料を全部読んで意見を出すとい

うのは敷居が高かったのですが、私は自分の関心のあるところを読んでみて、施策の具体的なところはわからなくても、子育て支援だったらわかりやすく自分の生活に根ざした意見を言えると思ってそういうところを重点的に読んで理解したという経緯があります。小学校やPTAなど生活に根ざした関係しているところをとって、出前講座などで説明をして、そのときにパブコメの簡単な要旨を一言意見などで、もちろん名前や住所も書いてもらえるのであれば書いて、アンケートみたいに配ったりなど、提示するだけではちょっと無理という意見があるのかなと思いました。具体的にそういったアピールをして少しでも意見をすくいあげる努力をした方がいいのかなと思います。本来なら市民から言うべきだと私は思うのですが、ちょっと難しいな、わからないという方がいらっしゃると思いますので、そういうアピールをしていって少しでも意見をもらうようにすると、もっととっつきやすくなるし、わかりやすくなるし、前にしたから今回もしてみようなど開拓されていくのかなと思います。そういったことも今後の参考にさせていただけたらと思います。

事務局／北川：パブコメの件でご案内ですが、なかなか周知できない、浸透しないというのがございます。市ホームページで今までなかったのですが、トップページのバナーに「市民参画と協働 パブリックコメント等」というのを作りました。そこから入っていただくとすぐにパブコメの出し方がイラストで描かれ、工夫してあります。あわせてパブコメとは何だろうということで、2月に市民向け講座として市民活動センターでの勉強会も企画しています。行政がただやっています、というのではなく、工夫をして敷居の低い、こんなふうにしたらパブコメを書けますとホームページを活用して啓発しています。

宮本委員：やはりインターネットですね。

事務局／北川：ホームページのトップページに「市民参画と協働 パブリックコメント等」とありますので、是非ともご覧いただけたらと思います。勉強会の企画など工夫はしています。

事務局／岡田：パブコメ募集期間中は常にホームページの上の方（「新着情報」や「お知らせ」）に掲載するようにはしています。これはここの計画だけではなくて、毎年いろんな計画を出していく中でも1番上にくるようにしています。

柳屋会長：行動計画の策定の節目でパブリックコメントというものを募集するという一方で、しっかりいろんな意見を募集することも重要ですが、常日頃からこの男女共同参画の施策に関する意見を吸い上げるというような努力は必要かなと思います。果たして自分が問題だと考えていることが、男女共同参画のものなのかわからないなど、そういうことも非常に多いと思います。そういった意見はちゃんと受け入れた上で、これは男女共同参画の問題が含まれているということであれば、そういった市民の意見があることを把握できるような体制を充実させる必要があると思います。パブリックコメントの期間だけで、はいどうぞ、と言われてもなかなか難しいところがございますので。

宮本委員：今日こんなことで差別を受けたなどの書き込みでもいいということですよ。

柳屋会長：そうですね。その他ご意見いかがでしょうか。それでは、パブリックコメントの市の回答は、どのように公表するのですか。

事務局／岡田：3月か4月頃に公表予定です。いただいたご意見をもとに庁内で最終調整させていただき、反映できるところは反映させていただきます。本部会議を2月5日に予定していますので、そこで最終的に決定させていただきます。計画についてはパブコメでこのような意見が出ましたということも含めて、議会にもまたご報告させていただきます。パブコメの意見結果を市民の皆様にご公表するやり方としては、広報あしやを使い、意見の要旨とそれに対する市の考えを載せます。

宮本委員：広報あしやは新聞をとっていないと見れないのですか。

事務局／岡田：広報あしやは新聞の折込と、各公共施設に置いてあります。パブコメは市のホームページにも載せます。

宮本委員：新聞をとっていないなくても、郵便受けに入れていただいたら、もう少し見られると思うのですが。

事務局／岡田：新聞の折り込み以外で個別配布するというのは難しいと思います。

中里副会長：芦屋市は自治会を通じての配布などは行っていないのですか。

岩尾委員：自治会はしていません。自治会は任意団体ですので、世帯の住人全てではありません。広報は新聞折込ですが、その他の周知徹底すべきものは自治会経由できます。ただ、それは自治会だけに配りますので、全員には配っていません。

柳屋会長：それでは行動計画、パブリックコメントに関しては以上ということではよろしいでしょうか。では、次のその他ということで、センター移転に関して事務局から設置管理条例案が承認されたことで、報告をお願いします。

事務局／岡田：12月市議会において、設置管理条例が承認されましたので、4月初めに公光町へ移転し、4月13日（土曜日）にオープニング式典を行ない、その日は市民の皆様にも内覧していただく予定をしています。業務は4月15日（月曜日）から開始します。この大原町については、荷物を移動している最中ですが、4月5日（金曜日）まで会議室だけは使用していただく予定です。

宮本委員：この場所は今後どうなるのですか。

事務局／岡田：処分の方向です。処分の仕方というのは売却・賃貸なども含めてです。

宮本委員：この建物は市の建物ですか。

事務局／岡田：この男女共同参画センターの区画は市の所有です。

柳屋会長：ありがとうございました。それでは今年度の審議会はこれで最後となっておりますので、北川部長から一言お願いします。

事務局／北川：この審議会は2年間で1つの任期でございますので、皆さまの任期は、この3月31日までとなります。とりあえず一区切りということでございますので、この2年間、特に計画策定に関しましてはお世話になり、ありがとうございました。ご意見やご指導ありがたく思っております。本当にありがとうございました。

柳屋会長：それでは本日の審議会これで終了させていただきます。ありがとうございました。

＝閉会＝